

## 生徒心得

この生徒心得は本校生徒が教育目標を達成するため、健康で安全な、さらに充実した楽しい高校生活を送るための指針である。生徒は社会の一員としての自覚と、前橋東高校生としての誇りと自信を持って、常に品位と責任ある行動をとるよう心掛ける。

### 1 生活一般

- ① 常に自学・自習に努め、よき学習習慣を身につける。
- ② 挨拶の励行に心掛ける。
- ③ あらかじめ、わかっている欠席等の場合は事前に、また急な場合は8時20分までに、保護者からホームルーム担任に申し出る。なお病気のため引き続き7日以上欠席する場合は、医師の診断書を提出する。
- ④ 登校後の外出は認めない。特別の事情により外出をする者は、担任に申し出て外出許可を得ること。
- ⑤ 生徒手帳・身分証明証は常に携行する。
- ⑥ 学校以外の団体が主催する集会や行事に参加するときは、事前に担任に申し出る。
- ⑦ 学校の内外を問わず事故が発生した場合は、担任に速やかに連絡する。
- ⑧ 校舎内に掲示するポスターの類は生徒指導部の許可及び指示を受ける。
- ⑨ 施設・設備・備品等公共物を丁寧に取り扱い、美化に努める。破損したときは修理費の一部または全額を負担してもらうことがある。
- ⑩ 学校施設を使用するときは、該当職員の指導を受け所定の届けを行う。
- ⑪ 次のような諸届があるので担任と相談して届け出る。「事件事故報告」等下記以外のものについては、担任の指示を受ける。
  - ア 「自転車通学許可申請書」
  - イ 「自動車運転免許取得届出書」
  - ウ 「原動機付自転車（バイク）使用規定及び使用申請書」
  - エ 「旅行・登山届」（旅行・登山・キャンプを計画するときに提出する。学割証を希望する場合は「学割証発行願」に必要事項を記入して提出する。）
  - オ 「海外旅行届」（「旅行・登山届」を添えて提出する。）
  - カ 「学割証発行願」（「旅行・登山届」用紙を使用する。）
  - キ 「校外活動願」（個人的に校外の活動に参加するとき）
  - ク 「アルバイト届」「アルバイト報告書」

### 2 服装・頭髪等のきまり

- ① 服装・頭髪等は常に高校生らしく質素、清潔を旨とする。
- ② 登下校時および校内では制服を着用する。
- ③ 校章(バッジ等)は年間を通して必ず外側着衣の左胸、または左襟に着用する。
- ④ 怪我等で異装をしなければならないときは担任に申し出る。
- ⑤ 制服は季節により、次の通りとする。
  - ア 更衣は6月1日と10月1日とする。
  - イ 夏季服装期間は6月1日～9月30日、冬季服装期間は10月1日～5月31日とする。

#### 【制服】

ジャケット・スラックス（華美でないベルト着用）・スカート・ワイシャツ・ベスト・セーター。スカート着用時は靴下も指定となる。夏季は半袖ワイシャツ・ポロシャツも可。アンダーウェアの色は白・黒・紺とする。やむを得ず異装の必要がある場合には担任に申し出ること。

### 【頭髪等】

- ① 男子は目・耳や制服の襟にかからないこととし、女子は前髪は目にかからず、髪を束ねる場合はゴム（華美でないもの）を使用する。また、自然な状態を逸脱する場合は必ず束ねること。
- ② 頭髪等は自然な状態を心がけること。
- ③ 装飾品や化粧品は禁止する。

### 【靴】

登下校時には、安全性を考えサンダルやハイヒール等は認めない。また、盗難防止の観点から高価なものや華美なものは避けること。

### 【防寒着】

通学用の防寒着は高校生らしく、華美でないものとする。

### 【その他】

※スマートフォン等は電源を切って鍵付ロッカーで保管する。帰りの清掃後は校舎を出て使用すること。

## 3 交通安全指導

道路交通法を遵守し、交通安全に心掛ける。

### ① 自転車通学について

- ア 自転車通学を希望する者は「自転車通学許可申請書」を提出し、交付されたステッカーを所定の位置に貼ること。
- イ 許可された自転車で通学すること。
- ウ 通学に適する自転車とし、変形自転車（変形ハンドル、ハブステップ等）は認めない。
- エ 所定の自転車置き場に置くこと。
- オ 特に、雨天時のカッパの着用、交差点での一時停止の励行、夜間ライトの点灯等に心掛ける。

### ② 自動車運転免許の取得について

自動車運転免許の取得を希望する生徒は、学校所定の「自動車運転免許取得届出書」を提出すること。なお、下記の項目を遵守すること。

- ア 進路内定者であること。原則として就職内定者は12月1日以降、その他の進路内定者は共通テスト以降の入所とする。（特別な事情がある場合を除く。）  
※教習所申し込みはそれ以前に行うことができる。
- イ 成績不振科目を有しないこと。
- ウ 欠席日数が著しく多くないこと。
- エ 学校生活が良好であること。
- オ 教習は授業、学校行事に支障ないように組むこと（教習に関連した欠席・遅刻・早退は認めない）。

### ③ 原動機付自転車（バイク）通学使用について

#### ア 本校のバイク通学許可基準

- (ア) 生徒指導上及び学習成績上問題のない生徒（成績不振科目のない生徒）。
- (イ) 原則として、自宅から最寄りの公共交通機関（駅・バス停）間での距離が約5km以上あり、かつ自宅から学校までの最短距離が約10km以上離れているか、山間地等で自転車での通学が著しく困難である生徒。

#### イ バイク通学許可手続き

保護者と本人が担任に相談→保護者来校→生徒指導主事対応→運転免許取得許可願を担任に提出→生徒指導部検討（現地調査）→職員会議で検討→学校長許可→運転免許取得→使用申請書提出→使用許可証発行→通学使用申請書提出→通学使用許可証発行

#### ウ 免許取得許可基準

- (ア) 免許の種類は排気量 50cc 以下の原動機付き自転車（以下バイクという。）であること。
  - (イ) 免許取得時期は長期休業中であること。
  - (ウ) 通学使用は、最寄りの公共交通機関までとする。ただし、最寄りの公共交通機関を利用することが通学に著しく不便な場合には、学校までとする。
  - (エ) 使用するバイクは、定期的に整備点検を受け、自賠責保険、任意保険に加入していること。また、車両の改造等は認めない。
  - (オ) 学校が警察と共同で行う交通安全教室に必ず参加すること。
- エ 許可の取り消し等
- 許可条件に違反したり、交通違反があった場合は、通学許可を停止または取り消すことがある。

#### 4 週番について

週番をホームルーム毎に 2 名おき、1 週間当番に当たる。担任と連絡をとりながら次のような仕事を行う。

- ① 早めに登校し、職員室でホームルーム担任と打ち合わせをする。ただし、8 時 20 分以降は職員との打ち合わせのため入室できない。
- ② ホームルーム日誌等を受け取る。
- ③ 必要に応じて、教科担任と連絡を取る。
- ④ 特別教室での授業、または、集会等で教室を空けるときは消灯等確認する。
- ⑤ 生徒の欠席・遅刻・早退・欠課を把握し、ホームルーム日誌に記録する。
- ⑥ 下校時には、教室の戸締まり・電気・火気等の点検を行い、状況をホームルーム日誌に記録するとともに、担任に届け報告する。
- ⑦ 印刷物の配布・回収等、必要に応じて担任を補佐する。
- ⑧ 冬季ストーブの使用期間中は担任の指導のもと、その管理に当たる。

#### 5 旅行、学割証発行について

##### ① 旅行について

休業中に旅行・登山等をするときは「旅行・登山届」を担任に提出する。海外旅行のときは「海外旅行届」を併せて提出する。

次の点に留意し計画を立てる。

- ア 目的が明確で、日程・費用等に無理がないこと。
  - イ 保護者の承諾があること。
  - ウ 成人の引率責任者が同行することが望ましい。
- ##### ② 学割証の発行について

JR 各線等を利用して旅行し、その片道乗車距離が 100 km を越える場合、大人普通旅客運賃の 2 割引になる。希望者は「学割証発行願」に所定事項を記入のうえ担任に提出する。

#### 6 アルバイト

アルバイトの受付は、原則年 3 回（7 月、12 月、3 月）とする。アルバイトを希望する生徒は担任から「アルバイト届」の用紙と「アルバイトをする際に注意したいこと」という資料を受け取り、家庭でアルバイトの目的、意義、および法令による約束ごとを保護者と十分に話し合う。

保護者が責任を持って雇用契約等の指導を行うという確認とアルバイトをしてもよいという許可を得た後、「アルバイト届」を担任に提出する。

アルバイト終了後は 1 週間以内に「アルバイト報告書」を担任に提出する。特に下記の点に注意する。

- ① アルバイトを希望する生徒が正当な目的をもっていること
- ② 保護者がその責任のもと、アルバイトをさせたいという強い意志をもっていること
- ③ 学校生活に支障が生じるようなものでないこと
- ④ 法令等で規制されている職種でないこと、及び、その他就労時間、業務内容の安全性、職場環境等の観点から高校生としてふさわしくない職種でないこと
- ⑤ 雇用主との間に雇用契約書等の文書で定めたものがあること
- ⑥ 職場までの時間的・距離的問題がないこと

※「群馬県青少年健全育成条例」で22時以降の外出は禁止されています。